

上田市自動販売機設置事業者募集要項（見積り合わせ）

市の施設に自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

この募集に参加される方は、この募集要項及び別紙「自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項」の内容を承知のうえ、お申し込みください。

1 募集物件

別紙「貸付の対象となる施設」とおりです。

施設の位置及び施設内の設置場所は別紙「位置図・配置図」を参照してください。

2 応募資格要件

下記の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

4 申請者の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 7 号に掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しない者でないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 上田市内に本店、支店等の営業拠点を有する法人又は個人にあっては事業を営んでいる者
 - イ 過去 3 年間に、自動販売機の設置業務において自ら管理・運営した 2 年以上の実績を有し、故障等に速やかな対応が可能な者
- (4) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) その他法律によりその活動が規制されている団体の構成員又はそれに準ずる者ではないこと。
- (6) 上記（4）及び（5）に該当する団体の維持運営に関与する者でないこと。
- (7) 上記（4）及び（5）に該当する団体及びその構成員に対して利益を供与し、また、それらを自己の利益を得る目的で利用したことがないこと。
- (8) 上田市の市税を滞納していないこと。
- (9) 法令等により許認可等を必要とする場合は許認可等を有していること。

3 公募事項及び条件等

(1) 公募事項

自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借（貸付期間の更新はなし）
設置事業者の決定方法は「5 設置事業者の決定」によります。

(2) 貸付期間

別紙「貸付の対象となる施設」に記載する契約期間とします。

ただし、貸付を行った市有財産を上田市が公用又は公共用に供する必要が生じた場合や設

置事業者が貸付条件のいずれかに違反する行為を行った場合、その他上田市が必要と認める場合には賃貸借契約を解除することがあります。

(3) 販売商品の種類及び販売価格

別紙「貸付の対象となる施設」のとおり。

また、販売価格は特に指定がなければ標準小売価格（定価）以下とします。なお、酒類の販売はできません。

(4) 貸付料

採用された見積額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって1年間の貸付料とします。

貸付料は、上田市が発行する納入通知書により、毎年4月30日までに当該年度分を全額納入してください。

(5) 光熱水費及びその他必要経費

電気料等の管理上必要となる経費は設置事業者の負担とし、貸付料とは別に発行する納付書により上田市が指定する日までに納入してください。

なお、設置事業者は自動販売機の設置にあたり光熱水費を算定するための子メーター（計量法に基づく検定又は基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの）を自らの負担で設置してください。

(6) 経費負担

自動販売機、子メーターの設置及び撤去に要する工事費、移転費、維持管理に係る費用その他必要とされる一切の経費については設置事業者の負担とします。

(7) 環境配慮

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種としてください。

(8) 維持管理責任

ア 商品の補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理は、利用者に不便が生じないよう、設置事業者が適切に行ってください。

なお、盗難等による商品及び自動販売機の汚損又は損傷の際には、設置事業者の負担により速やかに復旧するとともに、設置事業者の損害について上田市の責に帰することが明らかな場合を除いて上田市はその責を負いません。

イ 使用済み容器の回収ボックスは、容器の材質ごとに設置し、設置事業者の責任で適切な頻度で回収及び設置場所周辺の清掃を行ってください。

ウ 衛生管理については関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行ってください。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、設置事業者の負担により、転倒防止等の必要な安全措置を行ってください。

オ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において、迅速に対応してください。また、自動販売機には故障時等の緊急連絡先を明示してください。

カ 上田市が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないでください。

ヰ 設置事業者は、上田市が売上状況等について報告や資料の提出を求めた場合は、それらを拒否することはできません。

(9) 禁止事項

ア 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

イ 上田市が承諾する場合を除き、自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することはできません。

(10) 原状回復等

設置事業者は貸付期間が終了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復を行ってください。

なお、設置事業者は、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を上田市に請求することはできません。

(11) 貸付料の返還

上田市が公用、公共用又は公益事業の用に供するため契約を解除する場合、既納の貸付料のうち、未経過期間分を日割り計算により返還します。

なお、設置事業者が貸付条件に違反するなど設置事業者の責に帰すべき理由による契約解除や設置事業者の自己都合による契約解除の場合は返還しません。

(12) その他

その他自動販売機の運用上必要な事項については必要に応じて上田市と協議し、その指示に従ってください。

4 応募申込手続

(1) 受付期間

令和8年1月8日（木）から令和8年2月6日（金）まで
(土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

〒386-8601 長野県上田市大手一丁目11番16号
上田市役所（本庁舎4階） 財産活用課 財産管理担当

(3) 提出書類（提出部数 各1部）

No.	提出書類	法人	個人	備考
①	見積り合わせ応募申込書 (様式1※)	○	○	
②	業務実績書・サービス拠点申告書 (様式2※)	○	○	
③	法人登記簿謄本 (発行後3ヶ月以内のものに限る)	△	-	・上田市の令和7・8・9年度 物品入札（見積）参加資格 者名簿に登録がある事業者は 提出不要 ・現在事項全部証明書

④	市区町村が発行する身分証明書 (発行後 3ヶ月以内のものに限る)	—	○	
⑤	上田市税の完納証明書 (発行後 3ヶ月以内のものに限る)	○	○	上田市に対して納税義務がない場合は提出不要
⑥	会社概要パンフレット等	△	△	②又は③により市内の拠点の所在が確認できる場合は不要
⑦	誓約書 (様式 3※)	○	○	
⑧	設置する自動販売機のカタログ	○	○	
⑨	許認可等を証する書類	△	△	許認可等を要する場合のみ必要
⑩	見積書 (様式 4※) 見積り合わせ申し込み一覧表	○	○	封筒 (長形 3号等) に入れて封をし、封筒の表面に応募者の名称又は商号を記入してください。

(凡例) ○……提出を要する、△……必要に応じて提出

※ 様式 1 から 4 は市役所財産活用課の窓口又は上田市ホームページ内の自動販売機設置事業者募集のページから入手できます。

【 留意事項 】

②～⑨の書類に関して、令和5年度に実施した自動販売機設置事業者の公募に参加され提出いただいた事業者は、今回の募集に関する資格審査は不要としますので提出は必要ありません。

ただし、その場合であっても、令和5年度の公募実施後に、合併・組織再編等により法人登記簿謄本の内容に変更が生じた場合は、今回、改めて「応募資格を証する書類」一式を提出してください。

(4) 提出方法

該当する提出書類を、直接持参又は郵送により提出してください。

見積書はすべてのページを印刷し (両面、片面いずれも可) 、左端を 2 箇所ホチキスで止めてください。また、見積書のページの継ぎ目には契印 (割印) を押してください。見積書は、見積り合わせ申し込み一覧表と一緒に封筒 (長形 3号等) へ入れて封をし、封筒の表面に応募者の名称又は商号及び「自動販売機設置事業者見積書在中」と明記してください。

郵送で提出する場合は、封筒に「自動販売機設置事業者応募申込書類」と明記してください。

受付期間内必着とし、提出書類に不備がある場合は受け付けられませんのでご注意ください。

(5) 募集に関する質問

募集に関する質問は、令和8年1月27日 (火) までに、質問書 (様式 6) を使用し、電子メール (zaikatu@city.ueda.nagano.jp) にて市役所財産活用課に提出してください

い。質問書は市役所財産活用課窓口又は上田市ホームページから入手できます。質問に対する回答は、令和8年1月29日（木）までに、随時、上田市ホームページに掲載します。なお、口頭での質問には、軽微なものを除き原則としてお答えしません。

(6) 設置場所の現地確認

別紙「貸付の対象となる施設」に記載の施設管理担当課（以下「担当課」という。）へ直接お問い合わせのうえ、現地をご確認ください。

(7) その他

- ア 申込期限後における応募書類の差し替え及び再提出は認めません。
- イ 提出された応募書類は返却しません。

5 設置事業者の決定

提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める応募資格をすべて満たすものを選考対象とします。

(1) 見積合わせ日時

令和8年2月9日（月）午後1時から順次

なお、見積参加者の立ち会いは求めないものとします。

(2) 設置事業者の決定方法

ア 応募資格をすべて満たし、有効な見積りを行った者のうち、上田市が定めた予定価格以上の見積りのうち最高の金額で見積りをした者を設置事業者とします。

イ 採用となるべき同金額の見積りをした者が二者以上いる場合は、市が指定した日時・場所において当該申込者によるくじ引きで採用を決めるものとします。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとします。

(3) 無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

ア 応募資格のない者が行った見積

イ 一つの区分に対し、同一人が複数見積った当該見積書全部

ウ 見積参加者が協定して見積ったもの

エ 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの

オ 見積金額を訂正し、訂正印のないもの

カ 記名、押印のないもの

キ 申込期間内に申込（見積）書が到達しなかったもの

ク その他募集要件に違反したもの

6 公募結果等の公表

設置事業者が決定したときは、設置が決定した事業者へ書面で通知するとともに、応募者数等の応募状況、採用された設置事業者名及び申込（見積）価格等について、上田市ホームページでの公表を予定していますので、あらかじめご了承ください。

7 契約の締結

(1) 貸付が決定した設置事業者は、行政財産貸付申請書（様式5）に必要書類を添付し、

財産活用課へ一括提出してください。

申請書は市役所財産活用課窓口又は上田市ホームページから入手できます。

- (2) 設置が決定した事業者は決定の通知を受けた日から 5 日以内に上田市と契約を締結しなければなりません。正当な理由無くこの期間内に契約が締結されない場合、設置事業者の決定は取り消されます。
- (3) 設置事業者の決定から契約締結までの間に設置事業者が応募資格を失ったことが判明した場合は設置事業者の決定は取り消されます。

8 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、上田市財務規則（平成 18 年上田市規則第 45 号）その他関係法令の定めるところによります。
- (2) 契約・貸付手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。
- (3) 契約締結後、食品衛生法等の法令の規定により営業等の許認可を要する場合には、営業開始までに許認可を証する書類（許可証の写しなど）を提出してください。
- (4) 自動販売機及び使用済み容器回収ボックスを設置する際は、必ず各施設の管理担当者と打ち合わせを行ってください。
- (5) 提出いただいた申請書類に基づき、登記情報（商号、所在地、代表者等）について、確認を行いますので、予めご了承ください。」

9 問い合わせ先

上田市役所 財政部財産活用課 財産管理担当

〒386-8601 長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号

電話：0268-23-5114（直通）

FAX：0268-22-4131